

黒部市告示第 37 号

黒部市登録空家リフォーム補助金交付要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

黒部市長 堀 内 康 男

黒部市登録空家リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内における空家等の有効利用及び定住促進による地域活性化を図るため、空家等の改修及び修繕（以下「改修等」という。）にかかる費用に対する補助金の交付に関し、黒部市補助金等交付規則（平成 18 年黒部市規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 黒部市空家情報バンク設置要綱（平成 27 年黒部市告示第 23 号。以下「設置要綱」という。）の規定により空家情報バンクに登録された一戸建ての住宅（併用住宅の場合は居住用部分の面積が延床面積の 2 分の 1 以上のもの。）をいう。
- (2) 所有者等 設置要綱第 2 条第 2 号に規定する者をいう。
- (3) 空家情報バンク 設置要綱第 2 条第 3 号に規定する制度をいう。
- (4) 入居者 設置要綱第 9 条の規定に基づき空家情報バンクを利用し、所有者等と賃貸借又は売買契約を締結した者をいう。
- (5) リフォーム工事 空家等について、主として居住の用に供する部分の増改築、改修、修繕及び模様替えの工事をいう。

(補助対象者)

第 3 条 黒部市登録空家リフォーム補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空家等の所有者等又は入居者であること。
- (2) 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び世帯員が、黒部

市税条例（平成 18 年黒部市条例第 71 号）及び黒部市国民健康保険税条例（平成 18 年黒部市条例第 72 号）に規定する税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。

(3) 申請者が入居者の場合、空家等の賃貸借契約締結日又は売買契約日から 1 年を経過していないこと。

(4) 空家等のリフォーム工事を行う予定があること。

(5) 当該申請者が以前にこの補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象空家等）

第 4 条 補助金の交付対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす空家等とする。

(1) 空家情報バンクに登録された空家等であること。

(2) 当該空家等が以前にこの補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象工事）

第 5 条 補助金の交付対象となるリフォーム工事（以下「補助対象工事」という。）及び補助対象外工事等については、別表のとおりとする。

2 補助対象工事は、工事の施工に関し同時期の実施（施工箇所及び種別は、異なる施工業者によるものを含む。）の工事であって、一連のリフォーム工事であるものとする。ただし、前項の規定にかかわらず、市長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、前条の対象となる経費の 2 分の 1 以内の額（補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50 万円を限度とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第 7 条 申請者は、あらかじめ黒部市登録空家リフォーム補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 工事見積書又は工事請負契約書の写し（工事内容のわかるもの）

(2) 世帯全員の納税証明書

(3) 空家等の全体及び補助対象工事施工箇所の工事着手前の写真

(4) 申請者が所有者等の場合、黒部市空家情報バンク登録完了通知書の写し

(5) 申請者が入居者の場合、賃貸借契約書又は売買契約書の写し

(6) 賃貸借契約の場合、リフォーム工事の内容に関する所有者等の同意書

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容について審査し、その結果を黒部市登録空家リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（実績報告及び補助金の額の確定通知）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了（施工業者から補助対象工事の引き渡しを受けた日をいう。以下同じ。）した場合は、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は事業完了の日の属する年度末日のいずれか早い日までに、黒部市登録空家リフォーム補助金実績報告書（様式第3号）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事施工箇所の工事完了後の写真

(2) 領収書の写し

(3) 交付申請時と工事内容の変更がある場合は、黒部市登録空家リフォーム補助金事業変更内容内訳書（様式第4号）

(4) 黒部市登録空家住宅リフォーム補助金交付請求書

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を審査し、必要があれば現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額の確定をし、交付決定者に対し黒部市登録空家リフォーム補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付申請書及び実績報告書において、虚偽の記載をしたとき。

(2) 交付決定者及びその世帯員が市税を滞納するに至ったとき。

(3) 補助対象工事に変更があり、第5条に規定する要件を満たすことができなくなったとき。

(4) 所有者等が空家等を自らの居住の用に供したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消したときは、黒部市登録空家リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知することとし、既に支払われた補助金がある場合は、補助金の全部について返還を命ずることができる。

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該補助金を市長

が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。